

（新生面）

「水俣病補償あつせん要請」夕刊の大
きなカッパを見る
と、ホツとした。厚
生省にカン詰めとな
り、粘り抜いた店
若代表の労を多とし
なくてはなるまい▼

に就みて、死者には最高四百万円。いまなお梁(こう)を負つて闘病中の患者に一時金をふやした。とはいえ、やはり安いなと思わずにはおられない。けれども、以前に約束を取りかわしているし、「あつせん」である以上、どちらかの意向を一〇〇割立てて、一方を無視もできず、これがギリギリの妥協点だったのだから▼現地では、「あつせん以後」の漏がしばらくは驚きであつた。一任派と訴訟派の間、患者と市民の間、そして会社と市民の間。複雑微妙な人間関係のまじわり合いがいろいろあるだろう。けれども留んでおきたいのは、患者が受けた、いま現に受けている苦しみをみんなの苦しみとして、いたわつてほしいことだ▼会社は、誠意をもつて、できるだけの補償に応じたと付じゐる。だが、やはり金で人の命はあがなえないので、企業の社会的責任を十分にこの問題から学びとってもらいたい。人間は自然環境の中で、前編に釋らす権利がある▼いままで自然は、人の営みをその脚に抱いて、見守つていてくれた。腐葉物は、自然の作用によつて浄化されていた。ところが、ドン欲な人間は、科学技術を革新して、大量生産―大量販売―大量消費の時代を切り開いた。それが文化であり、文明であつた。しかし、それが自然のバランスを失するまでになつて、いまようやく公害の救済しさを知らされつつある▼水質汚染は、いわゆる公害のうちには入らない。公害とは、不特定多数の加害者が生みだすスモッグとか一酸化炭素や酸酸ガスが大気に空気を汚染したり、池や川の水質が汚れたりするのを一般にさす。水質汚染の場合、加害者は明らかである▼その場合は、市民と市民の間の権利義務を定める市民法で不法な行為は抑えられるはずだ。が、日本では、市民の権利意識は三十件に満たない。行政機関にも、「お上(かみ)意識」が残つていて、適切な対応ができないうちみがある▼水質汚染問題をきつかけに、市民に市民意識が高まり、企業に社会公共への責任感が強まれば、加害者の苦難はいくらかでも慰められるのではなからうか。